

研究

公益企業評價論 (四)

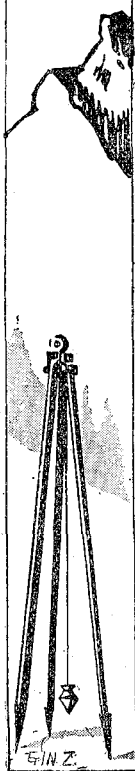
武若時一郎

第六章 未收支減價

定期的未收支減價

前にも述べた如く、料金制定の目的のためにする公益企業財産の減價問題は (一) 固定財産の使用價值の減失を補填するための營業費への毎年の賦課及び (二) 正當の利潤を獲得し得べき料金基準の決定に際して控除せらるべき減失使用價值額なる二様の部面を有してゐる。本問題に關するこれら二部面が密接なる關聯性を有することは贅言を要

しない。減價負擔 (Depreciation charge) の形に於て需要者より徵集されて來た固定財産の價格 (取得原價又は再造時價に依る) に變動のあつたときはその後、に於て料金基準の決定に際して控除されねばならぬといふことは全く論理的でもあり、衡平でもある様に思はれる。或る點に於てこれらの負擔は未償還債務に對する支拂額に類似する。支拂額はその後に於て利息の計算に際して元本より控除されねばならないのである (註一)。公益企業會社が減價負擔として維持・修繕・更新及び取替に要する一切の費用を超過して



該財産の取得原價の四割に達する程度のもの徴收を了し、而もその後にも法廷に於て右の財産がその當時九〇パーセントの條件に在り従つてその歩合の價格（取得原價又は再造時價に依る）を以つて料金基準に加算しなければならぬといふことを主張して認められた事件が少くないことは、公益企業評價に關する實際の判決録を讀んだ者でなければ、容易に信ぜられないことであらう。公益企業統制に關する聯邦商務委員會及び裁判所の裁決又は判決は減價負擔と未收支減價（Accrued Depreciation）とは料金制定に際して同時的考慮を必要とする「遷羅の双兒」であるといふ一般的合意の存しないことの證左を豊富に提供するものである（註二）。

註一 この一般論に對して、は一個の特例が存する。減價が償却基金法（Sinking fund method）に依つて算定されない場合には、料金基準の中より未收支減價を控除すべき何等の理由も存しないのである。

註二 この點について、ニューヨーク公益事業委員會のモートビー委員長は次の様に評してゐる。

「料率係争事件の辯護人には、未收支減價と毎年の減價引當金（Depreciation allowance）を決定する際には、一の事例について承認された事例を他の事例について採用すべきではない、従つて兩者は全然別個に之を取扱ふべきである。といふ様な主張をする者が多い。實際、甚しい場合には、會社は未收支減價を立證するために一人、毎年の減價引當金を立證するためにも一人、證人を別々に立てることも珍らしくない。」

この點については、公益企業會社の間に於てさへ意見の相違がある。蒸汽鐵道會社及び電話會社に對する減價負擔についてニューヨーク州公益事業委員會改正委員會顧問ウイリヤム・ドノヴァン大佐は聯邦商務委員會の聽訟に於てこの見解の多様性を次の如く要約して述べてゐる。

聯邦商務委員會は直線主義に依る減價計算、及び評價上の減價方法として右の主義に依る減價準備金の額の控除を以つて是なりとする。

電話會社は減價計算を以つて是なりとするが減價準備金の額は評價に際して何等考慮すべきものではなく、觀

察上の減損が唯一の減價方法であると主張する。

鐵道瓦斯及び電氣會社の中には廢棄計算を以つて是なりとし、満足すべき役務を提供してゐるとすれば、又は役務の品質に影響する様な維持の繰延のない限り、減價は評價目的のためにする設備の再造時價より控除すべきものではないと主張するものがあり……鐵道、瓦斯及び電氣會社の中には、廢棄計算と評價目的のためにする觀察減價を再造時價中より控除することを以つて是なりとするものもある。

減價準備金

精密なる「減價計算」法に依れば減價準備金 (Depreciation Reserve) に於ける貸方殘高は「不完全減價」の額即ち減失資産價值のために營業費に賦課された(従つて需要者より「回収」された)が未だ實際の廢棄及び取替に依つて吸收されてゐない額を表示するものである。その額は、未だ廢棄されないで役務の生産に「使用せられ且つ有用」なる一切の資産の減失使用價值に等しかるべきである。換

言すれば、減失した使用命數が資産の總豫想使用命數に對して有すると同一の率を原價格(取得原價又は再造時價)に對して有してゐなければならぬのである。もしさうでないとするれば、過大の減價又は過小の減價が既往の會計期間の營業費中に賦課されてゐるのである(註三)。

註三 何故減價準備金が必らずしも未收支減價の正確な測定

方法とはならないかといふ理由の詳細は、ウイスコンシン公益事業委員會の職員に依つて編述された冊子「減價償却 (Depreciation) 第六三頁乃至第六四頁に掲げられてゐる。茲に簡単に摘記すれば、

- (一) 平均使用命數 (Average service life) 及び純救荷 (Net salvage) の推定は不正確の惧がある。
- (二) 維持修繕費は減價準備金に對して不適當に賦課されてゐる惧がある。
- (三) 準備金に賦課し得べき經費が營業費に賦課されてゐる惧がある。
- (四) 廢棄財産に對する未收支減價が準備金中より控除されてゐない惧がある。
- (五) 減價計算が最初に行はれた場合には、準備金の殘高

はその當時に至るまでの減價を精密に反映してゐない惧がある。

(六) 鑑定に關聯して準備金中に記載される額は使用命數の消盡を反映しない惧がある。

既往に於ける減價の不足

資産の減失使用命數に相當する額よりも少ない額が營業費に掛けられてゐるものとすれば、既往の期間の需要者は提供された役務に對して過小の負擔をしたことになるか、それとも投資者が正當の利潤以上のものを得たことになる。その結果は會社が意識的且つ自發的に「廢棄計算」の方針に準據して來たのが委員會又は裁判所の統制に依つて減價のためにする適當額の賦課を禁止された場合であらうと、それとも豫想使用命數の判斷を誤り、従つて減價率を過小に定めた場合であらうとも、同じことである。如何なる場合に於ても、資産價格取得原價（又は再造時價）の大部分が現在及び將來の會計期間に繰延べられてゐるのである。大部分の減價が既往の期間に於て償却されてゐるとす

れば結果は前記のところと逆になる。）

廢棄計算の主唱者は、これらの過去の過小負擔の矯正については何等の必要のないこと、公益企業會社はその意圖及び目的は飽くまでも恒久的企業であること、及び完全なる廢棄と新式の取替とは決して同時には必要とならないことを強調する。彼等の結論は、料金基準の目的については減失資産價值のために新價格取得原價又は再造時價より何物も控除すべき必要はない、唯「繰延維持」のみは別であつて、これは能率を阻害し、従つて修繕又は取替のために忽ちに經費を必要とするに至るといふに在る。然し既往の需要者に對するこれらの過小負擔（又は投資者に對する過分の利得）といふ事實は殘る。當初の投資の一部は既に損傷されてゐる。該財産が單一の期間に全部的に新しく修補される様なことは絶対にないからこの損傷は決して現實の經費を要求しないであらうといふ點は、これを全然考慮の外におかせるだけの理由が殆どない様に思はれる。この問題に對する技術者の態度は次の様である。

もし我々が利潤の基準となすべき「正當の額」を求めてゐるものであるとすれば、良質の役務を提供しつつある財産は、合法的に設定された減價負擔に依り又は過去に於ける利潤の違法的超過に依つて投資者が減價のために辨償せしめられた事實が示され得ない限り、正當にその減價償却を行ふことは不可能である様に思はれるであらう(註四)。

註四 一九二二年九月セント・ルイス公益事業委員會に對するデニームス・アリソン技師の報告「公益事業資産は料金を乃至統制事件に際して公正なる價格を算定するため減價すべきものなりき (James E. Allison ; Should Public Service Properties be Depreciated to obtain Fair Value in Rate or Regulation) 」

然しながら、アリソン報告書の三年前たる一九〇九年に判決を與へられたノックスヴィル水道事件に於て、合衆國最高裁判所は反對の見解を支持した。裁判所はいふ。

然れども會社がその當然の義務の遂行並びに投資を傷はしめざるに充分なる利潤の回收に失敗したるものとす

れば右が證券濫發のため配當金に安全保障なかりしことの結果たると生産物に對する適當なる代價の取立に怠慢なりしことの結果たるとに拘らず、その過失は會社自らその實に任すべきものとす。故にその代價の公的統制を問題とするときは、その當時利潤獲得の目的を以つて使用せられたる財産の真正なる價值は過去に於て犯したる經營上の誤謬を斟酌することに依りてこれを増大することを得ず(註五)。

註五 合衆國最高裁判所の事件にして經營上の過去の過失は減價未濟準備を正當化するものに非らずとするものには、右の外にガルヴェストン電氣會社對ガルヴェストン市その他デョージャ鐵道會社對デョージャ州鐵道委員會、公益企業監理局對ニューヨーク電話會社等の事件がある。

然しながら、裁判所の判決及び委員會の裁決は叙上の意見に一致してゐるわけではない。大多數の判決及び裁決はその見解を支持してゐるが、反對の意見又は條件附の意見を支持してゐるものもないではない。これら各種の見解を

摘録すれば大體次の如くなるものとみて差支ないであらう。

(一) 通常は、未收支減價は料金基準決定の際に控除せらるべきものである。

(二) 極端且つ突然の陳腐化は將來の期間に對する賦課に依つて償却されるときまでは控除することを要しなす。

(三) 過去に於ける減價負擔の不足は、過度の利得又は營業の失敗に基く場合には、未減價料金基準を正當化するものではない。過去の収益が不足であつた場合と雖も、未收支減價は多くの場合に於て料金基準決定の際に控除すべきものである。

(四) 過去に於ける過大の準備金は必ずしも控除する必要はないが、その控除が將來に於いて徴收し得べき料金となることの證明をなす舉證責任は會社側に在る

(註六)

註六 茲に述べた一般の見解とは反對に、最近ウイニコソ

研究

ン委員會は公益企業の減價準備金の貸方に掲げられた總額を未收支減價として控除した。尤も該準備金の蓄積額は過去の減價所要額を超過してゐたことは疑ふ餘地のないことであつた。この問題について委員會は次の様に述べてゐる。

「減價準備金の超過額の幾許が超過せる減價引當金又は不正確なる推算方法より生じたるやは詳かならざるも、この超過額が料金納付者の費用に於てなしたる過度の且つ重複せる減價負擔より生じたる限度に於ては、會社は斯くして徴收したる額の殘餘は料金基準のためにする財産及び設備の計算より控除せらるべきものに非らずとの主張を禁反言の法理に依つて阻却せらるべきものと信ず」(レモンドヴィ電話會社事件)

(五) 最近減價準備金の殘高に依つて未收支減價の額を判定する傾向が顯著になつて來た様である(註七)。

註七 レ・ノースウエスタン電氣會社事件に於いてオレゴン

委員會はこの法則を逆に適用してゐる。即ち請求に係る少額の未收支減價は後次の期間に於て毎年度従前よりも少額の減價負擔を課することを認める一つの根據として使用されたのである。

(六) 未收支減價の額は命數式推定法その他の推定法に依つて算定し、又は「觀察」に依つて判定して差支ない。未收支減價の適當額を判定する方法には殆ど統一がない。

未收支減價控除反對論

料金基準決定の際に於ける未收支減價の控除に反對した相當傾聽に値する所説がある。それを以下に引用する。それには廢棄計算が叙上の料金基準決定の方式即ち新規再造時價より資産の現實の經營能率を阻害するが如き減價のみを控除する方式に對する望ましい補助手段であるといふ若干の含意が存する(註八)。然しながら、各種の説明及び論議の多くは、減價に對する年負擔とは無關係の様に思はれる。減價が過去に於て現實に蓄積されたか否か(及び固定資産價格がそれに依つて需要者から回收されたか否か)の事實は筆者の見解に従へば料金基準の決定について考慮すべき點ではない様に思ふ。處で反對論の概要は左の通りである。

綜合財産は一と通りの更新が全體の科目の大部分について行はれた後は、正常の状態を創設し、所要の毎年更新はこの種財産の五分乃至一割より多く超過することはないであらう。尤もこの種の財産の大部分が僅少の大科目の中に存する場合は別である。

正常状態に達し毎年更新に依つて能率的状態にそれを維持し、經濟的條件の點より直ちに放棄する見込もなく新規の設備と殆ど同等の良質の役務を提供してゐるといつた様な綜合財産は、役務目的のためには新しい設備と同様に望ましいものである。

以上の諸點を考慮し、吾人は投資者及び役務使用者の双方に對して衡平な財産の、「相當價值 Fair value」又は料金の「正當額 Just Amount」は新規再造時價よりこの種財産の役務提供能力の缺如に依つて測定される様な減價を控除したものと成るであらうと確信する。もし該財産が新式のものでないために充分の役務を提供したとすれば、斯る役務は考慮すべきであり、もし該財産が新

規のものでないために營業費が多く掛るとすれば、斯る超過營業費は認むべきものであり、通常「繰延維持」と稱せられるところの常時又は完全なる維持の缺如に因つて修繕又は取替を要する科目が存するとすれば、それに對しても斟酌を加へなければならぬ。然しながら、取替の要求は該財産を高度の段階又は正常の運用状態に復する種類のものであつて、該財産を新規の状態に置く種類のものでないことを記憶しなければならぬ。類似の新規設備も亦暫く経てば取替を要することとなるであらう

し、新規設備の通常設備に對する經營上の長所は、新規設備に於ける取替は稍々長い間繰延べられるであらうと S. 4 點に存するであらう (T. W. White, *Fundamentals of accrued Depreciation in Public Utilities*, pp. 7, 8.

14)

註八 茲に掲げた未收支減價を控除すべからずといふ議論は再造時價の主張とは無關係である各種の料金基準決定基礎に對する減價の關係については何れ次章に於て論ずるであ

らう。

幾多の裁判所の判決及び委員會の裁決は右に引用したホワイト氏の所説と多くの點に於て類似した見解を示してゐる。次はその典型的なものである。

該設備が良好なる運用状態に在りて新規の設備と同一の良質なる役務を提供しつつあることを證明し得たる場合には、減價の問題は全然之を無視するも差支なかるべし。(ジュームス・マーレー對アイダホ公益企業委員會事件)

事實に於て能力が同一の程度に持續されたる場合には減價は何等料金基準の一函數とすべきものに非らず(合同瓦斯會社對チャートルズ・ニュートン事件)。

予は謂はゆる「未收支減價」については、本件財産の再造時價又はその價値につき予の認めたる額より何等の控除又は加算を行はざりしが、被告の使用したる財産を新規のものと同等の状態に復するために使用することを要すべく争ひなき證據に依りて示されたる項は之を控除

したり（ニューヨーク合同瓦斯會社對ウイリヤム・プレ
ンダーガストその他）

この様にして維持せられる設備及び配給系統は永久構
造にして、之に施されたる修繕更新及び取替は、若し斯
る修繕、更新及び取替なかりせば必要を生じたるべき機
能的且つ有形的の減價その他有ゆる種類の減價を不必要
ならしむるものなり（ナツシュヴィル對合衆國事件）。

「減價準備金」は一定の限度に於て減價に注意するため
取り分けられたるものと規定される金額たるにすぎず：
…。現實の減價を示すものに非らずして、一定の限度に
於て觀察及び經驗に徴して多分發生するものと認むべき
程度を示すものに他ならず（南部電話電信會社對サウス
カロリナ鐵道委員その他）。

減價準備金中より支拂ひたる二千六百萬ドルの擴張工
事及び附帯工事を料金基準より排除するは明かに不當な
り（イリノイズ電話會社對バット・モイニハンその他公
益企業財産はその經過年數及びその構成部分の豫想命

數に依りて評價すべしとの説の正當性に對し、吾人は多
大の疑問を抱懷するものなり、公益企業の販賣するとこ
ろは役務にして電柱、電線又は發電機に非らず。百パー
セントの役務を提供すれば、その役務を供給する發電機
が二年前のものたると十年前のものたるとは公衆に何等
の關係あることなし。押鈕を押して得るところの照明
は、貯水堰堤の築造が一九二〇年に非らずして一九二二
年なるが故に暗しといふが如きことなく、従つて何が故
にこの種の工作物の價值を一分四分乃至七分方低減する
ことを要するや、首肯すべき理由存せず……。

近代的思想傾向は、異常に效果的なる種類の役務を公
衆に提供するが如き能率及び維持の状態に公益企業財産
を保持する場合には減價の問題は料金制定機關に依りて
大なる考慮に加へらるべきものに非らず。繰返していふ
公衆が利害關係を有するところのものは役務にしてこの
役務を供給する財産の年數又は命數に非らざるなり（ア
ラバマ公益企業委員會）。

減價準備金は新規のものと比較したる現在状態の程度を提供するものに非らず、従つて現在の價值を發見するため再造に要する費用中より之を控除すべき筋合のものに非らず(ウォースター電燈會社對ヘンリー、アットウイルその他)。

上訴人はこの方法(未收支減價の控除)の適用に異議を唱へ、減價は適當なる鑑定人が工作物を検査し、觀察の結果を陳述し、それに因りて推定を行ひたる確定的證言を充分考慮したる上確定せらるべかりしものなる旨を主張す。右の検査は現存の事實を確定する竟極の目的を以つて、減價申立の後に於て行はれたるものなるが故に、この非難には理由なきものと思惟す。信憑すべき證據に依りて示されたる事實は推定されたる蓋然性を根據とする平均値に優勝するものとす(モンタナ公益企業委員會)未收支加減控除の理由

以上の意見と反對に、命數法に依つて推定された未收支減價は料金基準の決定に際して控除すべく、また減價準備

金は控除の最低額と認むべきであることを茲に提唱する。

過去の期間の減價負擔は投資の回收、換言すれば公益企業が程なく利潤を擧げる資格なきに至つたことを意味するとは、既に述べた通りである。斯る既往の負擔の不存在の場合と雖も財産の使用命數は消盡したこと、及び現存の未收支減價の控除の懈怠が現在及び將來の需要者に對する不衡平な負擔となることも、既に説明したところである。未收支減價控除に對する反對説は、何れも減價の眞の性質に對する誤解を反映するものである。前に掲げた引用は未收支減價控除に反對の場合を示し、それら諸説の根柢に横はる誤謬を分析すれば、未改支減價控除に對する有力な理由を築き上げることになる。以上に引用した意見の主たる弱點は次の通りである。

(一) 料金基準決定に對する資産の「運用的能率」及び「状態」の關係の誤解。

(二) 使用命數の消盡が資産の將來に於ける使用價值を低減することの否認、及び現實に新規なる資産の使用

に附帶する修繕及び更新費よりの解放の重要性の輕視
 (三) 廢棄式計算に依れば現實に行はれた取替のみを償
 ふ程度の料金であるにもせよ、現在及び將來の需要者
 が提供された役務に對して過大の負擔を課せられる惧
 あることに對する認識の不足。

(四) 年數蓋然性と經驗とを基礎とした實際的推定より
 も寧ろ「現實の検査を基礎とする鑑定人の意見」に對
 する好意。

(五) 減價準備金と減價基金との意義、その理由及び差
 異に對する誤解。

「作業能率」

固定資産の作業能率 (operating efficiency) はその使用
 命數の間に於て均等に減少するものでないことは夙に承認
 されてゐる事柄である。使用命數の殆ど消盡した機械の
 「生産力」が新しい機械のその九割五分乃至十割である
 場合もあり得る。二十年経過した市街電車が降した許りの
 車と同じ數量の旅客を毎日運搬し得る場合もある。七年經

つた電柱も七日經つた電柱と同じ役目を果たす。然し資産
 が九割五分の能率を有する事實は新規のもの九割五分に
 相當する價値を有することの證據とはならない。使用價値
 は該資産より受くべき將來の役務の高に依存する。使用命
 數の四割が過ぎ去つたとすれば、その價格(取得原價又は
 再造時價)の四割は過去の期間の營業費の中に掛けておく
 べきものであつて、その價格の六割だけを料金基準の中に
 含め、將來の期間に互つて償却する様に持越さるべきもの
 なのである。生産に關する限り資産の日毎又は年毎の「能
 率」は十割に近いといふ事實はあるにもせよ、この主張は
 正しいのである。もし然らずとすれば、將來の期間の使用
 のため未だ有効に残存してゐる將來の使用命數の量を基礎
 とした資産の「價値」(實際の)公益企業に適用し得る價
 値の唯一の觀念)を誇張することになる。

「狀態」の歩合

裁判所及び委員會は資産をその「狀態」に依存する額に
 於いて料金基準の中に含める癖がある。然し「狀態 (con-

ation)」なる觀念は、既に掲げて資料に依つても判る様に、「作業能率」(上述)か、又は十割の作業能率を回復するために現在必要とされる一切の修繕、取替及び更新を行ふことに依つて獲得し得る十割の状態の何れかに關係するものである。この觀念に依れば、三十年前に建てられたが維持修繕の完全に行はれてゐる建築物は十割の状態に在ることとなる。所要の修繕一切を終へて修理工場から出て來た許りの貨物自動車は、たとひその使用命數の半が過ぎ去つてゐても、十割の状態に存するわけである。而して殘存使用命數に關する限りは、五割平均の資産より組成された公益企業設備は、總價格(取得原價又は再造時價)の一割に相當する額の支出が十割の能率を回復するために必要な一切の修繕取替及び更新の經費を償ふこととなるであらうから結局九割の状態に在るといふことになるのである。

市街鐵道に關する事件(ウエステイングハウス電機製造會社對デンヴァー電車會社)に於いて、市の専門家は未收支減價は四割乃至四割五分であると報告したが、裁判所は

その様に大なる減價は急速に荒廢に歸しつつかある状態を暴露するものなるべし」といつた。他の事件(スプリングフィールド瓦斯電氣)に於いて、「もし機關が市の主張するが如く五割乃至六割の状態に存するものなりとせば、これを運轉することは恐らく不可能なるべし。技術者の中には、市街鐵道系統は無限に八割五分の「状態」にこれを維持することを得べしとの意見を述べたるものもあるも、公益企業全體に於て一割五分以上の減價を承認する評價専門家は之を見出し難し」といつてゐる(Wilcox, Depreciation in Public Utilities, p. 22)。もし減價を「消盡した使用命數」の意味に解するとすれば、資産の中には十割の「状態」(公益企業鑑定人の使用する意味に於ける)に在つて、猶ほ九割の未收支減價(同上)を有すること、即ち殘存使用命數に關する限りは僅か一割の「状態」に在り得ることは論を俟たない。「状態」なる用語が異なる情況に於て斯くの如く全然異なる意味に使用されることが出來また現に使用されてゐる限り、裁判所や委員會から屢と誤つた解釋を下され

る虞のない減價及び評價の學說を發展せしめ維持することは困難であらう。

修繕、不要の資金還元

綜合財産は結局「正常状態」に到達することは、前掲の引用中に於て再三主張されたところであつた。これは嚴に當面の目的に限定されば、五割の状態といふ意味であつて、一年間の取替及び更新が毎年略々均等であつて、而も設備を無限に高度の作業能率状況に維持することである。斯る資産は役務目的について新しい設備と同様に望まじきものであること、唯一の差異は新規の設備に在つては更新及び取替の費用が稍々長い間繰延されるといふ點に存すること及び料金基準の目的については、「正常状態」に於ける設備は新規の設備と同一の數字に於て包含せしめらるべきことが確言された。この様な場合に於ては、更新及び取替の費用の繰延といふことが唯一の差異となるであらう。然しこれらの將來の負擔の現在價值を資金還元することは、新しい設備の所有者に依つて回避されるであらうが、その還元

額は該財産の價格の五割に等しいといふ場合もあり得ることである。そこに新設備の使用價值と「正常状態」設備の使用價值との差異が存する。また斯る設備より約五割の未收支減價を控除することが需要者に對する正當の役務負擔なる見地より定認される所以が茲に存する。たとひそれが公益企業専門家の謂はゆる十割「状態」に在る場合であらうと、また該設備の與ふる役務の品質及び作業能率が新設備のそれに略々等しい場合であらうとも、未收支減價は料金基準の決定に際して控除さるべきものなのである。

「觀察」減價

從來の裁判所の判決及び委員會の裁決の中には「専門の」技師及び會計士が「假定的蓋然性及び平均値を基礎としたる單なる計算」よりも寧ろ現實の觀察は根據として定めた意見の方を殊に重要視する傾向を明かにしたものが多い。嚴密に考察するときは、斯る傾向に對しては二様の反對意見が成立する。まづ第一に「専門家」の意見には頗る大なる誤差があり得る。第二に雇主の希望が幾多の事例に

於てこの種の意見に掣肘を加へたかの様な證左が存する。

第一點に關してウイルコックスは次の様に評論してゐる
(Ibid., pp. 533-39)

タービンの内部は機械を取外さないでこれを検査することに不可能である。電車の各部には電車の使用中に検査し得ないものが多い。建物の基礎や壁及び床の内部枠組は密封されてゐる。本管及び支管は埋没されてゐる。最も丹念の検査と最も苦心した精密な測定とに依つて、市街鐵道又は瓦斯設備がそのありとあらゆる部分に於てどの位損傷してゐるかを斷じ得る者があらうか。

……公益企業は各種の財産の命數を推定すること以外の科學的な方法に依つて毎年の減價を定めるわけにゆかない。命數の推定は、記録の「問題たるべき實際の經過年數や新規の費用及び救荷價值と共に、未收支減價の推定に必要な完全な資料を提供するものである……。

……年數命數法は「理論的」で検査法は「實際的」であると稱せられるけども、前者に於ては年數は事實問題

であり命數は主として實際の經驗より推定せられ、また後者に於ては記録された事實は無視せられ、鑑定人の馴れた眼に依つて減價額が決定される。検査に依つて決定された減價は、寧ろ「表顯的減價 (visible depreciation)」と呼んだ方が適當である。實際の減價の全額よりも殆ど不可避的に少額である……。

公益企業界に於ける數多の大會社（就中アメリカ電話電信會社及び合同電話會社）の經驗は、減價は相當正確に近い程度まで豫見し得ることの充分なる證左を提供する。實際に使用せられ、また普通の誤差の比較的小さい方法を研究すれば、年數命數法が公益企業専門家の主張する程に「理論的」でないことは、検査法が言葉の眞の意味に於ける「實際的」でないと同然であるといふ證據が擧がる（註九）。

註九 年數命數の推定及び減價率の決定方法の詳細なる研究については、ウイヌンシン公益企業委員會の編纂に係る「減價償却 (Depreciation, new York, 1933)」參照。

専門家の證言の正廉潔白の問題は固より茲に論議すべき

限りのものでない。讀者は宜しく本問題について相當研究した最近の著作物 (I. H. Gray and I. Levin, The Valuation and Regulation of Public Utilities, pp. 86-96) を参照せられたし。茲には本問題に對する聯邦商務委員會の態度の一端を掲げておくに止める。

恐らく意見に依る證據の最も重大なる弱點は證據が之を提出する者の意思に依りて選擇せられ得る點に在り。凡そ事實はそれを熟知せる者、例へば臨檢したる者に依りて之を確定することを要するも、一人の鑑定人を地球の果より招致することは可能なれども、正當の者が發見せらるる迄には恐らく十數人が排斥せらるることとなるべし。時間及び費用さへ與へられなば、殆ど如何なる意見と雖も相當の範圍までこれを求め得べし (テキサス・ミッドランド事件)

減價準備金と減價基金

數多の裁判所の判決及び若干の委員會の裁決は、減價基金 (depreciation fund) と減價準備金 (depreciation

reserve) との性質及び機能を全然に誤解してゐる様子である。例へば、廢棄計算を可とする議論の一に、減價計算は現實の取替のために必要な程度以上に大なる準備金 (又は準備基金) を造成する、といふのがある。これと同様に、未收支減價の控除に對する反對論の中に、減價負擔なる形式に於て需要者より徴收される準備金 (又は準備基金) は公益企業會社の所有に屬し需要者の所有には屬しない、従つてこれは控除しないで料金基準の中に含めるべきものである。といふのがある。減價準備金及びこれに對應する基金 (もしありとせば) の眞の性質を分析すれば、以上に述べた諸説に加へられた重要性は完全に掃滅されるであらう。

減價準備金 (減價引當金 (depreciation allowance) 又は未收支減價 accrued depreciation) と稱する) は、役務の提供のために「使用せられ且つ有用なる」固定資産の使用價值の減少に備へる目的を以つて既往の期間に於ける需要者に對して料金の形に於て賦課せられた總額を意味するものであつて、斯る價值の減少を除却するために行はれ

た更新及び修繕並びに廢棄資産の價格はこの準備金に負擔せしめられたのである。従つて準備金の純殘額は未だ廢棄もせられず取替もせられないでゐる固定資産の使用價值の純減小總額となる。資産計算の中に直接加へられ従つてその計算より直接控除せらるべき筈であるが、資産の新價格に紛着を生ぜしめない様にするために「支拂停止」又は「繰延」となつてゐる額の累計を資産計算より控除せられず在るもの、と考へればよく判るであらう。假りに資産勘定を、價格(新規)を反映する固有の資産勘定と減價に因る價值の減少を反映する準備金勘定の二部より成るものと考へれば、準備金勘定の職能を明瞭に了解することが出来るであらう。即ち準備金勘定の職能は、需要者に對して役務を提供するために使用することに依つて生じた固定資産の價值の減少を集積することに在るわけである。この種の減少がこれと同時に減價費勘定を通じて需要者に賦課せられ、他の經營業費と一所に使用料金の中に包含せしめられることはいふまでもない。

減價償却費を營業費に掛けるためには需要者に對する使用料金を引上げるか、それとも配當金の形に於て株主に支拂ひ得る額を低減する必要があることは、贅言を要せずして明かである。換言すれば、減價負擔に使用料金の引上に依つてより多くの資産を營業中に引込み、又は利潤、従つて配當金の低減に依つて資産を營業中に保持する傾向がある。従つて、他の事項が等しと假定すれば減價負擔の結果は、營業の資産(新價格に於ける)の總額は増加未收支減價の總額だけ大となるわけである。この事實は未收支減價の總額に等しい減價基金が現存しなければならぬとか、減價負擔より生ずる附隨的資産は當然別個の基金に編入し、取替及び更新の經費はこの基金より支辨しなければならぬ。といふ様な誤解を生ぜしめることが多い。斯る手續を履まうとすれば履める。然し通常は、斯る基金は取替のための實際支出額として必要な額より遙かに大なる額となるであらう(約五割「状態」の標準になる傾向を想起せよ)従つてそれは附加的固定資産に投資されるのである。換言すれ

ば減價負擔の結果として營業に引入られ又そ保持される資産（基金）は減價資産の取替のために必要とせられない限り、多くは新規の附加的資産の購入のために使用せられ、斯くすることに依つて新證券の發行に依る擴張經理の必要を回避してゐるのである。一定の期間を経過すれば、公益

企業會社は、何等投資を増加することなく單に減價負擔より生ずる基金を取替のために必要としない限度に於て新規の附加的固定資産に投資することに依つて、その固定資産の額（原價に於ける）を約二倍にすることが出来るのである。例へば、新規固定資産投資總額一千萬ドルの會社は、同一の投資を以つて約五割の正常状態に達した場合には、新價格約二千萬ドルの固定資産を擁し得るであらう。貸借對照表の科目には次の様に載ること勿論である。

固定資産	20,000,000ドル	
減價準備金		10,000,000ドル
割引殘額高	10,000,000	

たゞ異常の條件の下に於ては減價負擔より生ずる資産の

總てを別にして減價基金とされるであらう。此種の基金が附加的固定資産のために必要でないときは社債又は株式の買戻に依つて株主その他の投資者に拂戻される場合がある。聯邦商務委員會はこの題に關して、その意見を次の様に述べてゐる。

……この見解に依れば減價負擔はその年に於ける役務のために消費又は使用せられたる財産の價格を基礎とすること減價準備金はこの様にして使用せられたる但し未だ投資勘定より書き出さざる、財産の總價格の累積を表はす目的を有すること及びこの準備金に對應する金錢は會社の一般基金従つて使用し盡されたものと看做さるる部分に代位する財産中に入りて資本を減損せず維持する事は以上の引用文を見れば些かの疑問なかるべし。

右は減價負擔（會社はこれより収益を擧ぐべきものに非らずと信ず）に依りて供給せられたる新財産に非らず。使用し盡されて新規財産と取替を行はれたる舊財産とは舊作業能率なりとす。